

# 第2次男鹿市 男女共同参画計画



平成24年3月

男鹿市

# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
第1節 はじめに .....	1
第2節 第2次男鹿市男女共同参画計画の策定にあたって .....	4
(1) 計画策定の意義 .....	4
(2) 計画の位置づけと期間 .....	4
(3) 計画の推進体制 .....	4
第2章 計画の内容 .....	5
第1節 市民との対話から .....	5
I 「男女共同参画」と聞いて思いつくこと .....	5
II 「男女共同参画」に関して男鹿市で欠けていると感じること ～これからの男鹿市に必要なこと～ .....	10
III 男女共同参画に興味・関心をもってもらうために .....	18
第2節 計画の進行管理 .....	21
1 推進体制の整備・充実 .....	21
2 市民や各種団体との連携・協働 .....	21
3 関係機関との連携の確立 .....	21
4 計画の見直し .....	21
<b>参考資料</b>	
用語集 .....	22
男鹿市男女共同参画懇話会委員名簿 .....	23
男鹿市男女共同参画計画策定委員会委員名簿 .....	23

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 はじめに（国の第3次男女共同参画基本計画から）

#### ○基本方針

平成22年12月17日、政府は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、第3次男女共同参画基本計画を策定した。

その基本方針は、以下のとおりである。

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である。

我が国においては、これまで国際的な動きと軌を一にし、多くの女性たちの活動に支えられながら、男女共同参画社会の実現に向けて平成11年法律第78号の男女共同参画社会基本法の制定、男女共同参画会議の設置など国内本部機構（ナショナル・マシーナリー）の充実・強化、男女共同参画基本計画に基づく取組等を推進してきた。しかしながら、我が国の男女共同参画の現状は、まだ道半ばの状況にあり、国際連合の女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「女子差別撤廃委員会」という。）の我が国に対する最終見解（平成21年8月公表）においても、多くの課題が指摘されている。

また、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠である。

このため、本年7月の男女共同参画会議からの答申「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして、第3次男女共同参画基本計画（以下「第3次基本計画」という。）を策定する。

## ○改めて強調している視点

第3次基本計画において改めて強調している視点は、以下のとおりである。

### ① 女性の活躍による経済社会の活性化

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材を活用することは、我が国の経済社会の活性化にとって必要不可欠である。また、女性はその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、労働供給の量的拡大という観点に加えて、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で持続的に新たな価値を創造するために不可欠である。

### ② 男性、子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点から捉えることが不可欠である。長時間労働の抑制等働き方の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要である。

また、次代を担う子どもたちが将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育ち、そして幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要である。近年、ひとり親家庭の子どもや性犯罪の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題も顕在化しており、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要である。

### ③ 様々な困難な状況に置かれている人々への対応

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として貧困など生活上の困難に陥りやすい。また、障害がある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。

家庭や地域における男女共同参画の推進や女性が働きやすい就業構造への改革など男女共同参画の推進が、様々な困難な状況に置かれている人々への対応にとって不可欠である。

④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であることから、暴力を容認しない社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた根絶のための幅広い取組を総合的に推進することが必要である。

⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進

地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要であり、また、人々に最も身近な暮らしの場である地域における様々な取組が不可欠である。

## 第2節 第2次男鹿市男女共同参画計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の意義

男鹿市では、「男女の性別を一方的に否定することなく、男女の特性を認めあい、男女の性別にかかわらず、お互いの人権が等しく尊重され、誰もがのびのびと充実した生き方ができ、また、男女がお互いに支えあい、自由に意見が言いあえ、喜びも責任も分かちあえる真に豊かな社会の実現を目指す」ことを基本理念に、平成19年に「男鹿市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて取り組んできました。

男女共同参画社会の理念は、国、県及び市町村等による様々な取り組みにより、若い世代を中心に、固定的性別役割分担意識の解消や多様な生き方の尊重などの面で、徐々に広がりを見せています。

しかし、若い世代には自然に受け入れられている男女共同参画の理念も、全市民の意識に十分に浸透したとは言い難い一面もあります。

また、意識の問題だけでなく、男女の就業構造やワーク・ライフ・バランスの面においても、十分な状態とはいえない現状となっています。

こうした現状を改善し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会の実現を目指すため、その指針として第2次男鹿市男女共同参画計画を策定します。

### (2) 計画の位置づけと期間

本計画は、男鹿市総合計画後期基本計画を上位計画とし、平成24年度から平成27年度までの4年間を計画期間とします。

### (3) 計画の推進体制

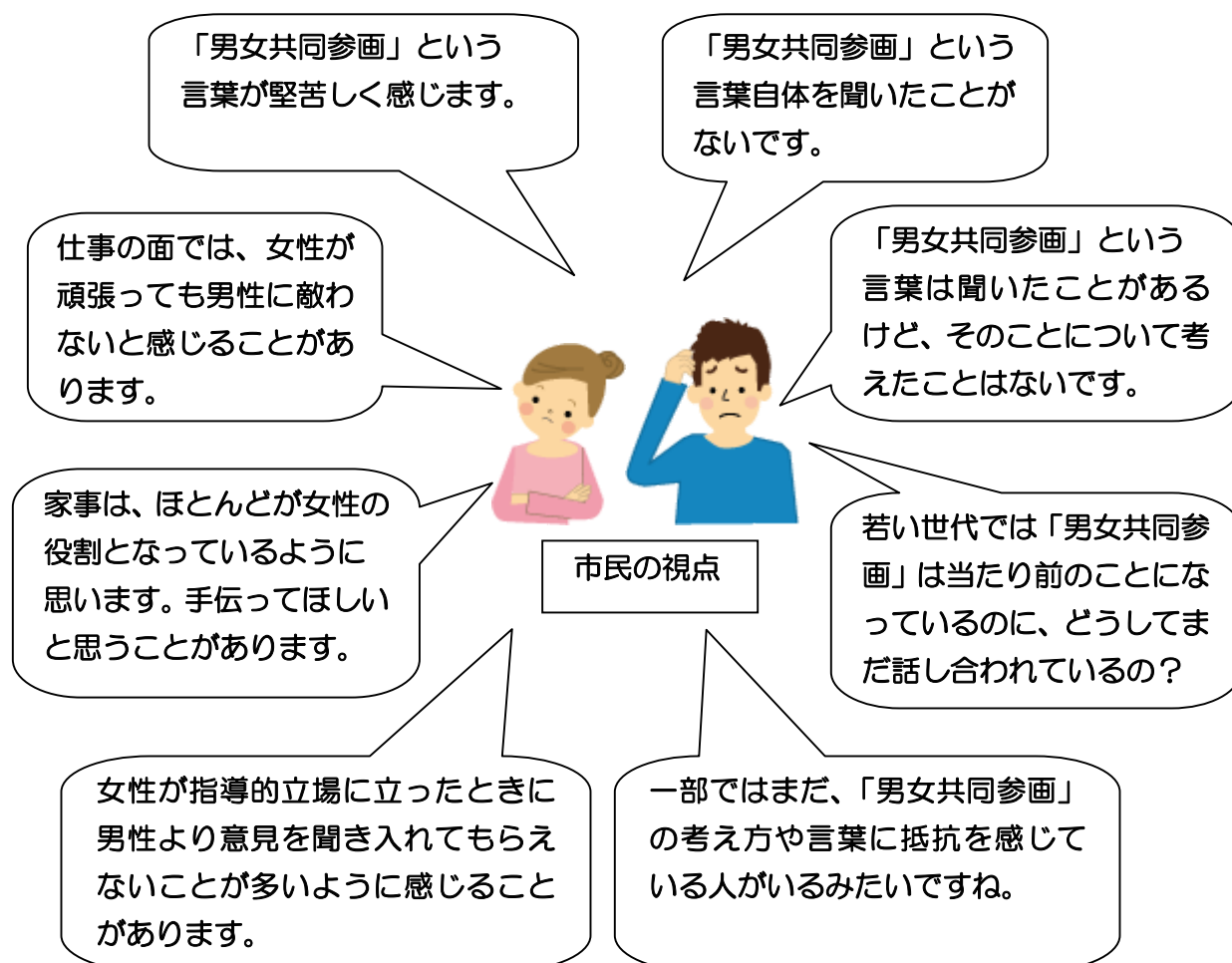
本計画に定めた事業計画は、市の関係部署、産業団体及びその他の市民団体等において連携を取り合いながら全市一体となって推進していきます。

## 第2章 計画の内容

### 第1節 市民との対話から

#### I 「男女共同参画」と聞いて思いつくこと

##### ■市民の視点



##### ●行政の切り口

～市民の視点を踏まえ～

- 「男女共同参画」という言葉に対し、堅苦しいイメージを持っていることや聞き慣れない言葉であるといった意見が聞かれました。

そうしたイメージや「男女共同参画」について正しい理解がされていないことなどが、受け入れられにくい要因となっていると考えられます。

- 共働きの若い世代では、家事の分担などが行われており、家族が協力して家事を行っている家庭が多く見られます。

しかし、年齢が高い世代においては、「家事は女性の役割」という価値観が、まだ根強いという意見が聞かれました。

長年培ってきた価値観を変えるのは非常に難しいことですが、そうした価値観を少しでも変えてもらえるように男女共同参画の考え方を受け入れてもらう必要があります。

- 管理職や責任ある立場にある人は、依然として男性が多いのが現状です。そうしたことも影響しているのか、仕事の面では、男性の方が優位と感じている意見も聞かれました。

また、女性の中には、責任ある立場に立つことに対して抵抗を感じている人もおり、そうした苦手意識が関連しているとも考えられます。

「男女共同参画社会」は、男女が社会において対等であり、自らの意思によりあらゆる分野における活動に参加でき、共に責任を担うということが前提です。

そのため、男女の比率が等しいことが必ずしも男女共同参画ではなく、数値的な部分だけにとらわれないことや特性に適した職種があることを考慮しなければいけません。

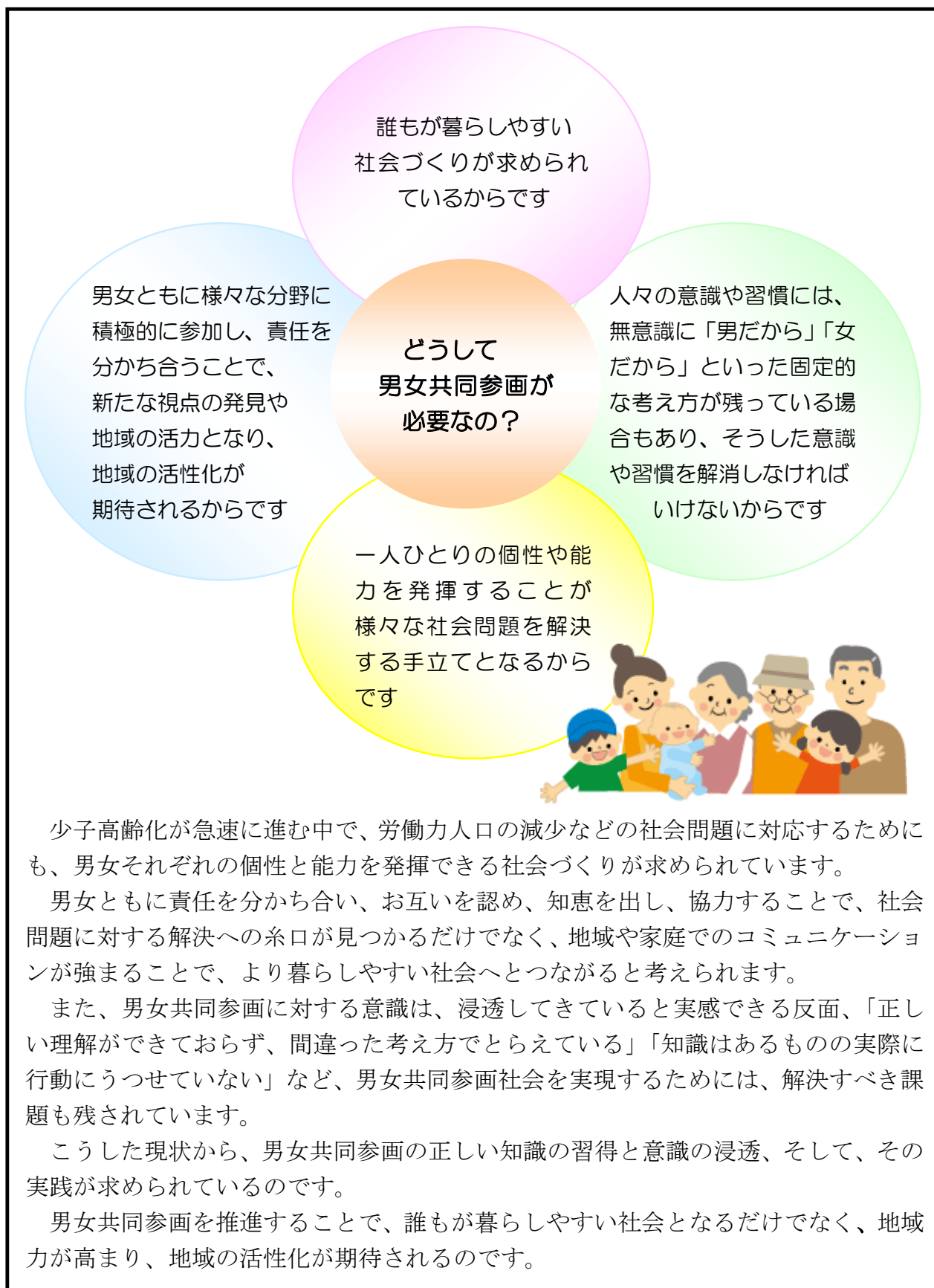




## ～男女共同参画社会とは何か？～



## ～どうして男女共同参画が必要なのか？～



## ◆目指すべき姿

男女共同参画の理念が正しく理解され、男女共同参画の意識が広く浸透している社会が構築されている。

## ○行政として何ができるのだろうか？

① 「男女共同参画」の正しい理解が浸透するまで、誰もが気軽に参加しやすいような事業内容や表現にするなどの工夫をします。

また、女性の社会進出や政策決定の場への参画を促進し、様々な分野への参画について、性別に関わらず平等な機会を設けます。

### 今後新たに推進していく施策

・女性の社会進出や政策決定の場などへの参画を促進するため、意識の啓発を目的とした講座や講演会を開催し、学習機会を提供するほか、それらの機会に参加しやすい環境づくりを推進します。

【生涯学習課・学校教育課・生活環境課・子育て支援課・  
福祉事務所・総務企画課】

・民生委員や生涯学習奨励員など各種委員に対して男女共同参画の啓発を行い、委員を通じて地域住民への理解の浸透を図るとともに、様々な事業と組み合わせながら男女共同参画の啓発を行います。

【総務企画課・関係各課】



## II 「男女共同参画」に関して男鹿市で欠けていると感じること ～これからの男鹿市に必要なこと～

### ■ 市民の視点



### ● 行政の切り口

～市民の視点を踏まえ～

- これまで、行政からの啓発等が十分でなかったこともあり、「男女共同参画」の正しい理解と意識の浸透ができていないという意見が聞かれました。  
今後、行政における広報活動を通じた啓発の推進と、個人の価値観に大きく影響していると考えられる家庭でのあり方についての働きかけが、重要になると考えられます。  
また、市民の興味・関心を高めるには、行政主導の事業だけでなく、市民の自主的活動に組み合わせた周知が有効と考えられます。
- 若い世代では、男女共同参画の考え方は、比較的、浸透しているという現状を含め、世代に応じた施策を検討する必要があります。

- 誰もが、自分の意見を発言しやすく、何にでも参加することができる社会が「男女共同参画社会」の理想と言えます。  
しかし、積極的に前に出ることに対し、苦手意識を持っている人も多く、閉鎖的な地域性が影響しているとも考えられ、そうした状況を改善する取り組みが必要です。
- 女性が起業するにあたり、起業に対しての支援等の周知と経営が軌道に乗るまでのサポートや相談役が必要であるという意見が聞かれました。  
また、出産・育児・介護により離職するのではなく、継続して働き続けられる体制が整うことは、男女共同参画社会の推進となるだけでなく、少子高齢化対策にもつながると言えます。
- 育児においては、家族の協力や会社の理解を得られていることが多くなってきています。  
しかし、介護においては、いまだに女性だけの負担が大きいなど、家族の協力が十分に得られていない現状があります。介護の期間は長期に及ぶこともあり、家族の協力や職場の理解が不可欠と考えられます。
- 男女共同参画の推進に関する取り組みや施策が、男性、女性それぞれが本当に望むことであるかを見極める必要があります。
- これまで、数値目標のために単なる数合わせになってしまうことが多く見られました。そのため、数値目標にとらわれるのではなく、現状に即した施策や取り組みを重視する必要があります。



## 《年代別などその状況等に応じた目標や解決すべき課題の抽出》

- ◇男女がお互いの違いと特性を認め、適任分野・性差に対する配慮が必要であることを理解し、相手に感謝する意識の浸透を図ります。

### ～10代

- 子どものころから男女共同参画の正しい知識の習得に向けた教育を推進する。
- 友達や家族との人間関係の在り方や人格を尊重する大切さを学習する。
- 一人ひとりの個性を尊重し、主体的に学び、考え、行動する。
- 進学・就職については、個人の意思や能力を尊重する。

### 20代～40代

- 子どもたちが将来自立した生活が送れるよう、親として、家族と協力し、家事を行うことなどを習得させる。
- 男女共同参画の意識は、学校のみならず家庭における役割分担や家族の言動から受ける影響が大きいため、保護者の学習機会を設ける。

#### 《男 性》

- 一部で残っている固定的な性別役割分担の意識を解消する。
- 家事・育児・介護・地域活動などへの積極的な参加を促進するため、長時間労働の解消を促進する。
- ロールモデルの提示などにより、育児・介護休暇の取得を促進する。

#### 《女 性》

- 就業継続・再就職・短時間就労制度などの拡大を支援する。
- 様々な分野の活動を経験する機会や知識習得の機会を提供する。
- ロールモデルの提示などにより、女性の意識や行動の改革を図る。

### 50代～

- 男女共同参画について正しく理解し実践する。
- 男女共同参画に関する考え方を受け入れる。
- 育児、介護、家事を分担する夫婦や家族に対する理解を深める。

## 《家庭・職場・地域社会における目標や解決すべき課題の抽出》

### 家庭

- 家族一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家事・育児・介護を協力して行う。
- お互いを認め、尊重し合う家庭を目指す。



### 職場

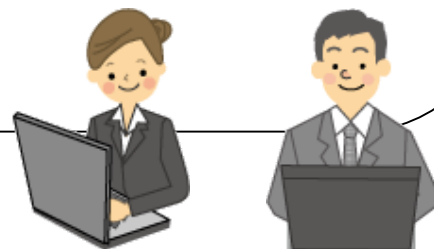
- 管理職登用にあたり、段階に応じた研修等を通じて知識の習得を図るとともに、知識や経験を高めた上での登用を推進及び支援する。
- 子育てや介護に対して、理解を示し、多様なライフスタイルに応じた働き方を支援する。

#### 《市役所》

- 様々な職種・業務への登用機会の充実を図る。
- 男性職員の育児・介護休暇の取得を促進する。

#### 《民間企業》

- 育児・介護休暇の取得を促進する。
- 出産や育児後の再就職、短時間就業制度の導入を支援する。
- 経営者の意識改革を図る。(男女共同参画を推進することによる、経営上のメリットを具体的に提示し、理解を求める。)
- 託児所等の設置を支援する。
- 職種選択の拡大を促進する。



### 地域

- 町内会活動、自主防災組織などにおいて男女が対等な立場で積極的に地域活動やまちづくりに参画する体制の整備を促進する。
- 地域の女性リーダーや防災リーダーの養成を推進する。

## ◆目指すべき姿

地域全体で男女共同参画社会を推進する体制づくりができており、誰もが暮らしやすく、働きやすい社会環境が整備されている。

## ○行政として何ができるのだろうか？

- ① 誰もが参加しやすい研修会や講演会などを開催するため、市民が主体的に企画・運営する事業を行政がサポートするとともに男女共同参画推進のリーダーとなるような人材の育成を図ります。

今後新たに推進していく施策	
・子育て支援グループなどの市民グループ、NPO法人などへ呼びかけ、男女共同参画に関する活動を行うグループを育成・支援するとともに、ネットワークの構築を図ります。	【子育て支援課・総務企画課】
・地域の男女共同参画推進の中心的役割を担う「あきたF・F推進員」や男女共同参画の趣旨に賛同する市民を募り、男女共同参画社会の構築に対する取り組みを推進します。	【総務企画課】
・防災リーダー講習会を実施するとともに、防災計画等に男女それぞれの意見を反映させます。	【総務企画課】

- ② 民間企業が取り入れやすいよう、市役所での女性の管理職登用や職域の拡大などを推進します。

また、課題に応じた意識改革研修などを行い、様々なことに挑戦する意欲を高める機会を設けます。

今後も推進していく施策	
・職種や役職等に応じた職員研修を実施します。	【総務企画課】
・男性の料理教室などを通じ、家事や健康に対する意識を高めます。	【保健センター・生涯学習課】
今後新たに推進していく施策	
・女性を対象とした講演会やセミナーを開催します。	【総務企画課】




- ③ 審議会や委員会等への女性委員の積極的な登用や計画等策定時には、男女それぞれの意見を反映させます。

今後も推進していく施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員を決定する際には、女性委員の登用に配慮し、計画策定時などには、男女それぞれの視点から出された意見を反映させます。</li> </ul>
【関係各課】

- ④ 女性に対する暴力の根絶に向けた体制を整備します。

今後も推進していく施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドメスティック・バイオレンスなど、女性に対するあらゆる暴力の防止対策や被害者支援のため、相談窓口の設置及び関係機関との連携を図ります。</li> </ul>
【福祉事務所】

- ⑤ 男女がともに働きやすい環境の充実を図るため、家族で協力しながら育児・介護を行うことを支援します。

 子育て支援施策の充実 

今後も推進していく施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・幼稚園・学童保育の運営、特別保育事業（病後児保育・一時預かり・休日保育・延長保育・乳児保育・障害児保育・幼稚園預かり保育）、育児相談等を実施し、様々な保育へのニーズへ対応します。</li> </ul>
【子育て支援課】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーサポートセンター事業を実施し、子育ての援助を受けたい人と援助したい人が地域で助け合う体制を整備します。</li> </ul>
【子育て支援課】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センター事業を実施し、親子ひろばの開催や電話や面接による育児相談、赤ちゃん訪問（第2子以降）、子育てサークルへの支援をします。</li> </ul>
【子育て支援課】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子自立支援相談員・家庭相談員を配置し、母子・父子家庭における就労支援を含めた生活全般に係る相談体制の充実を図ります。</li> </ul>
【福祉事務所】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育相談体制充実事業を実施し、地域における家庭教育支援を推進するとともに、きめ細かな相談体制の充実を図ります。</li> </ul>
【生涯学習課】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児・妊産婦相談及び訪問、育児相談、妊婦・幼児教室などを実施し、育児に対する不安の解消を図るとともに、夫婦・家族共同で育児を行うことの大切さを感じ、楽しみながら育児を行うための支援をします。</li> </ul>
【保健センター】

● 介護支援施策の整充実 ●

今後も推進していく施策	
<ul style="list-style-type: none"><li>・介護慰労金支給事業を実施し、在宅寝たきり高齢者等を介護する家族に対し、家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減と要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上の助けとするために介護慰労金を支給します。</li></ul>	【福祉事務所】
<ul style="list-style-type: none"><li>・介護用品購入券交付事業を実施し、高齢者を介護している家族等の経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続又は向上を図ります。</li></ul>	【地域包括支援センター】
<ul style="list-style-type: none"><li>・生き生き介護予防教室を実施し、高齢者の健康づくりと介護予防に関する講話や健康相談、レクリエーション、軽体操等を行い、健康でいきいきと生活できるよう支援します。</li></ul>	【地域包括支援センター】
<ul style="list-style-type: none"><li>・家族介護教室を実施し、介護保険サービスや高齢者福祉サービスなど、在宅介護に役立つ情報の提供や介護相談、介護者同士の交流の場を提供します。</li></ul>	【地域包括支援センター】
<ul style="list-style-type: none"><li>・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の正しい理解と認知症の人やその家族を地域で見守る「応援者」を育成します。</li></ul>	【地域包括支援センター】



働く環境等の充実

今後も推進していく施策	
・ 女性農業者の経営能力向上のための研修を実施します。	【農林水産課】
・ 直売所活動や農産加工等の起業活動を支援します。	【農林水産課】
・ 家族で役割分担や就労条件等を決め、農業経営を行う「家族経営協定」の推進とその周知を行います。	【農業委員会】
今後新たに推進していく施策	
・ 労働環境の整備（育児・介護休暇制度など）を促進します。	【観光商工課・総務企画課】
・ 仕事と家庭の両立支援などの行政支援事業の周知と関係機関との連携を図ります。	【観光商工課・総務企画課】
・ 独自に託児所を設置した事業所を支援します。	【子育て支援課・観光商工課】
・ 経営ノウハウ習得のための研修を実施します。	【観光商工課】



### Ⅲ 男女共同参画に興味・関心をもってもらうために

#### ■ 市民の視点



#### ● 行政の切り口

～市民の視点を踏まえ～

- 「男女共同参画」の啓発については、広報等において、実際に「男女共同参画」を推進している人たちの先駆的事例や身近に行われている事例を取り上げることが、あまり抵抗を感じることなく、受け入れられやすい方法であると考えられます。
- 学校での教育はもとより、家庭での教育も子どもたちの価値観に大いに影響すると考えられますが、それぞれの家庭のあり方について、行政が踏み込むことは難しいと言えます。

しかし、男女共同参画を推進させるには、家庭における固定的性別役割分担の解消や若い世代への理解など、効果的な対策について検討する必要があります。



## ◆目指すべき姿

男女共同参画社会づくりの気運が高まり、フォーラムや講演会など男女共同参画に関する事業に多くの市民が参加するようになる。

## ○行政として何ができるのだろうか？

- ① 「男女共同参画」についての理解を進めるため、広報への掲載や講演会・研修会の開催、他事業と併せて「男女共同参画」に関係する事業を開催するなど、広く周知することに努めます。

今後新たに推進する施策
・ 育児休暇を取得した男性、家事・育児・介護を家族で協力しながら行っている家庭や女性起業家などのロールモデルを広報や講演会などで紹介します。 【総務企画課】
・ 育児休暇や介護休暇等の福利厚生が充実している企業の取り組みや経営者へのインタビューを広報などで紹介します。 【総務企画課】



- ② 教育を通じた人材育成を推進します。

今後も推進していく施策
・ 男女共同参画のリーダー的人材の育成を推進します。 【総務企画課】
今後新たに推進していく施策
・ 子どもたちに、性別を問わず職業選択の可能性があることや指導的地位に就く生き方・働き方があることを伝える学習機会を提供します。 【学校教育課・総務企画課】

今後新たに推進していく施策

- ・ P T A、保護者会等の活動を通じて、保護者が「男女共同参画」の正しい知識を学ぶ機会を提供します。

【学校教育課・子育て支援課】

- ③ 男女共同参画拠点施設の活用を図ります。

今後も推進していく施策

- ・ 船川北公民館の男女共同参画推進活動室の活用を図ります。

【総務企画課・子育て支援課】



## 第2節 計画の進行管理

### 1 推進体制の整備・充実

あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れるために、市職員への研修を実施し、男女共同参画意識が高まるように努めます。

### 2 市民や各種団体との連携・協働

男女共同参画に関して活動を行う団体等を育成し、その活動やネットワークづくりを支援します。

### 3 関係機関との連携の確立

男女共同参画に関する様々な課題を解決するため、民間企業、民間団体等関係機関との連携を図り、積極的な取り組みを推進します。

また、男女共同参画を地域で推進するため「あきたF・F推進員」の増員を図り、推進員の協力を得ながら民間団体の育成に努めます。

### 4 計画の見直し

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、計画期間中であっても計画の内容についての必要な検討を行い、緊急の課題や新たな課題への取り組みが必要となった場合には、この計画を見直すとともに、変更後の計画内容を公表します。



## ◇用語集

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

### 固定的性別役割分担意識

「男性は仕事」「女性は家事・育児」、「男性は主要な業務」「女性は補助的業務」といったような固定的な考え方により男性・女性の役割を分けている意識のことです。

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けるのではなく、個人の能力等により役割分担を決めることが適当なのです。

### ワーク・ライフ・バランス

仕事においても、家庭生活・地域活動などの私生活においても様々な生き方を選択し、実現できることで充実した社会生活を送ることができることです。

### あきたF・F推進員

地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、県が平成13年度からの年次計画で人材養成している推進員のことです。(平成23年度現在 男鹿市の推進員は2名)

F・Fとは、フィフティ・フィフティ (Fifty-Fifty) の頭文字を取った造語です。

### ドメスティック・バイオレンス (DV : Domestic Violence)

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれます。

### 家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などのルールを家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。

農業経営の近代化を図ることを目的とするもので、女性農業者の地位の確立や農業後継者の育成につながることを期待されています。



男鹿市男女共同参画懇話会委員名簿

部 門	団体名等	氏 名
学 識 経 験 者	あきた F・F 推進員	田 沼 昭 男
学 識 経 験 者	あきた F・F 推進員	志 田 恵 子
教 育 関 係	男鹿市 P T A 連 合 会	鎌 田 力
地 域 振 興 関 係	茄 子 地 人 協 会	佐 藤 毅
子 育 て 支 援 関 係	子 育 て カ フ ェ ・ に こ リ ー フ	小 玉 由 紀
福 祉 関 係	男鹿市主任児童委員	齊 藤 英 一
漁 業 関 係	戸 賀 浜 の か あ ち ゃ ん	大 井 み ど り
農 業 関 係	な ま は げ 直 売 所	平 賀 美 智 子
農 業 関 係	梨フレッシュレディー's	渡 部 え つ 子
防 災 関 係	男鹿市消防団第6分団1部1班	清 水 孝 子

男鹿市男女共同参画計画策定委員会委員名簿

役 職 名	氏 名
副 市 長	伊 藤 正 孝
教 育 長	杉 本 俊 比 古
総 務 企 画 部 長	佐 藤 誠 一
市 民 福 祉 部 長	加 藤 謙 一
産 業 建 設 部 長	三 浦 源 蔵
企 業 局 長	佐 藤 稔